

日本保健医療行動科学会 理事・監事選出規約

(1986年6月8日制定施行, 2021年6月26日最終改定)

会則第13条3項および5項により、理事および監事の選出手続きを次のとおりに定める。

第1条 会長は理事会の議を経て、会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱し、選挙管理委員会を組織しなければならない。

第2条 選挙管理委員会は、選挙有権者名簿を作成し、選挙の期日および手続きを会員に公示しなければならない。ただし、選挙関係書類等の送付をもって公示に代えることができる。

第3条 投票は郵送、あるいは電子投票により実施する。

第4条 理事は選出法により下記の2種類とする。

A 理事：学系別に選出される理事

B 理事：学系の枠を越えて選出される理事

第5条 理事の定数は、A 理事および B 理事の合計14名とする。ただし、会則第12条による会長任命理事を加えて20名とすることができる。

第6条 理事選挙は以下のとおりとする。

A 理事：会員の所属する学系の有権者名簿から第8条1項に掲げる当選者数を投票する。

B 理事：学系の枠を越えて全有権者名簿から第8条2項に掲げる当選者数を投票する。

第7条 監事選挙は、学系の枠を越えて全有権者名簿から第8条3項に掲げる当選者数を投票する。

第8条 理事および監事の当選者数は、下記のとおりとする。

1. A 理事については、社会学系1名、心理学・福祉学系1名、看護学系3名、歯学系1名、医学系2名、健康科学系1名とする。

2. B 理事については5名とする。ただし、A 理事に当選した場合は除外する。

3. 監事については2名とする。ただし、A・B 理事に当選した場合は除外する。

第9条 選挙管理委員会は、当選者に通知し、文書をもって役員就任の承諾を得なければならない。当該者が役員就任を辞退した場合には、A 理事、B 理事、監事それぞれの枠内で次点の繰り上げを行い、前条2・3項を適用する。

第10条 選挙管理委員会は、新しい理事会の発足をもって任務を終了し解散する。

※本規約、第3条、第6条および第7条は2021年6月26日より一部改定する。